

## 富士見市週休2日制モデル工事試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業界における働き方改革を推進し、将来にわたる建設工事の担い手の育成及び確保をするための取組として、本市が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）において、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）を試行的に発注するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所型モデル工事 建設工事において、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通じて現場を閉所する方式で実施するモデル工事をいう。

(2) 週休2日 建設工事において、次条に規定する対象期間のうち全ての月で、その月の日数に28.5パーセントの割合を乗じて得た日数以上の現場閉所日（以下「休日」という。）を確保することをいう。

ただし、週休2日の判断にあたって、ひと月を通して特定の曜日で休日確保を行っても28.5パーセントに満たない場合は、その月の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に週休2日を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に週休2日を達成しているものとみなす。

(対象期間)

第3条 対象期間は、契約工期のうち、現場施工に着手する日から現場施工を完了する日までとする。

2 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）、夏季休暇期間（8月14日から同月16日までの日をいう。）、工場製作に係る期間、工事全体を一時中止している期間及び発注者があらかじめ定める期間は、対象期間に含めない。

また、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によ

らず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合や、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(休日)

第4条 休日は、原則として、日曜日及び土曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日又は祝日を休日とすることができる。

2 降雨、降雪等の天候の影響により予定外に現場閉所を行った場合には、当該日を休日に含めることができるものとする。

(モデル工事の選定等)

第5条 モデル工事は、建設工事の種類、規模等を勘案し、発注者が選定するものとする。ただし、次に掲げる建設工事は、モデル工事の対象としない。

- (1) 夏季休暇中に完成が求められる学校施設改修工事等のしゅん工時期又は現場条件に制約が大きい建設工事
- (2) 災害復旧工事、応急工事等の緊急を要する建設工事
- (3) 単価契約方式による建設工事
- (4) 対象期間が1月未満の建設工事
- (5) その他週休2日の達成が困難であると認められる建設工事

(発注方式等)

第6条 モデル工事は、現場閉所型モデル工事による発注とする。

2 モデル工事の発注に当たっては、モデル工事である旨及び本要領を遵守する旨を入札公告に明示するものとする。

(契約工期の設定)

第7条 発注者は、モデル工事の契約工期を設定するに当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な日数、不稼働日及び後片付けの期間に加え、週休2日の実施に係る受注者の事務処理期間として14日間を加算して設定するものとする。

(経費の補正)

第8条 発注者は、モデル工事を発注するときは、当該工事費の積算に際し、次の表の左欄に掲げる経費の区分に応じ、同表の右欄に掲げる係数を乗じる補正を行うものとする。ただし、モデル工事のうち営繕工事にあつては、埼玉県営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領の例により補正を行うものとする。

| 経費    | 係数   |
|-------|------|
| 労務費   | 1.02 |
| 共通仮設費 | 1.01 |
| 現場管理費 | 1.02 |

(変更契約)

第9条 モデル工事について週休2日を達成することができなかったときは、請負代金額から前条の規定により補正して得た金額に相当する額を減額する変更契約を行うものとする。

(看板の設置)

第10条 受注者は、現場施工に着手する日までに、次の図に示す例によりモデル工事である旨の看板（A3サイズ以上の大きさに限る。）を公衆の見やすい場所に設置するものとする。

|                                                 |        |
|-------------------------------------------------|--------|
| 週休2日制モデル工事                                      |        |
| この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、<br>週休2日の確保に取り組むモデル工事です。 |        |
| 工事名                                             | 〇〇〇〇工事 |
| 発注者                                             | 富士見市   |
| 受注者                                             | △△建設㈱  |

(週休2日の達成状況の確認等)

第11条 週休2日の達成状況の確認は、次に掲げる段階の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 現場施工着手前

ア 受注者は、週休２日を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出しなければならない。

(2) 現場施工期間中

ア 受注者は、現場閉所を行うときは、事前に現場閉所を行う旨を発注者に連絡するものとする。

イ 発注者は、休日に作業が生じるような指示を行わないものとする。

ウ 受注者は、週休２日の確保について、下請負人を指導するものとする。

(3) 現場施工完了後

ア 受注者は、現場施工を完了する日から３日以内に、現場閉所実績報告書（別記様式）を発注者に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、現場閉所率の達成状況について発注者の確認を受けるものとする。

イ 発注者は、現場閉所率の達成状況に応じ、週休２日に係る経費について必要となる変更契約を行うものとする。

ウ 発注者は、期限内にアに規定する書類の提出がなかったときは、モデル工事について週休２日を達成することができなかったものとして取り扱うものとする。

附 則

この要領は、令和６年１０月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年１０月１日から施行する。